平成２９年（フ）第２７５２号
神奈川県藤沢市葛原2149番地の３
債務者　齊藤　美和（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５３号
横浜市南区蒔田町字東谷893番地26　ハイツタキタ301号室
債務者　小野寺法久
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７０号
神奈川県綾瀬市寺尾西２丁目２番25号　アネックスカサマⅡ　202
債務者　杉田　慎一
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９８号
静岡県浜松市中区富塚町1675番地の１　ル・グランとみつか205
債務者　山下　直美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１１７７号
東京都台東区柳橋２丁目24番１号
破産者　株式会社アートカインド
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
松江市島根町加賀1195番地３
破産者　乾　　裕之
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０３号
仙台市青葉区一番町１丁目11番９―410号
破産者　株式会社ウイステリア
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
群馬県高崎市飯塚町1414番地５
破産者　商和物流株式会社
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７１号
千葉県富里市七栄298番地36
破産者　東日本温泉株式会社
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７７号
千葉県印西市原２丁目１番地Ａ棟810号
破産者　小野　　勉
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６５号
千葉県茂原市猿袋837番地
破産者　岡本　秀一
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
千葉県茂原市緑町15番地３（雇用促進住宅３棟201号）
破産者　池末　貴広
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１８４５号
東京都新宿区新宿５丁目16番15号
破産者　株式会社リベルテ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０５１号
東京都新宿区内藤町１―２―401
破産者　上津　昇司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２号
東京都国立市富士見台１丁目28番地の19　１―36―612
破産者　堀内　　司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３８号
静岡市駿河区鎌田47番地の１、旧本店所在地
静岡県湖西市駅南１丁目６番９号
破産者　有限会社リトルワールド
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８２号
静岡市駿河区下島615番地175
破産者　有限会社エフ・エル・ピー東京
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１９号
静岡市葵区川合１丁目１番７号、旧本店所在地静岡市葵区栄町５番地の１　レジデンス太光202号
破産者　株式会社Ｚｅｒｏ
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７号
静岡県浜松市浜北区新原3738番地の１
破産者　有限会社海鮮みずき
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２００２号
名古屋市熱田区横田１丁目１番５号
破産者　株式会社法輪
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部